

深浦町訪問看護ステーション経営戦略

団 体 名	:	深 浦 町			
事 業 名	:	介護サービス事業			
策 定 日	:	令和 3 年 3 月			
改 定 日	:	令和 8 年 3 月			
計 画 期 間	:	令和 8 年度	～	令和 12 年度	

1. 事業概要

(1) 事業形態等

①事業の現況

法適(全部適用・一部適用)非適の区分	法非適用企業	事業開始年月日	平成12年4月1日
事業の内容	訪問看護	指定管理者制度導入状況	直営
職員数	10人		
うち常勤医師数	人	理学療法士又は作業療法士	人
看護職員数	専従	事務職員	事務長(健康推進課長)
	兼務(診療所所属)		健康推進課職員
	2人		1人
	5人		2人
介護支援専門員数	人		
介護職員数	人	その他職員	人

②施設

施設数	1	定員	— 人
延床面積	130 m ²	居室床面積	— m ²
サービス日数	365 日	年延利用者数	987 (令和6年度) 人

(2) 現在の経営状況

町内唯一の事業所であり、今後も民間事業所の参入は見込まれません。町域が広い中に小規模集落が点在しており、町中央に位置する訪問看護ステーションから南北の地区へ訪問を行っています。

介護サービス収益をもって訪問看護の人員基準(看護職員が常勤換算で2.5人以上)を遵守する人件費を確保できないため、一般会計からの繰り入れを行っています。

介護サービス収益は、令和3年度にピークを迎え令和5年度まで減少していましたが、令和6年度には若干の回復がみられます。

人件費については、各年度において雇用形態や人員配置に変動がありましたが、令和6年度から専従の看護職員(正職員)2人とし、診療所所属看護職員が兼務する体制で必要な人員を確保しています。

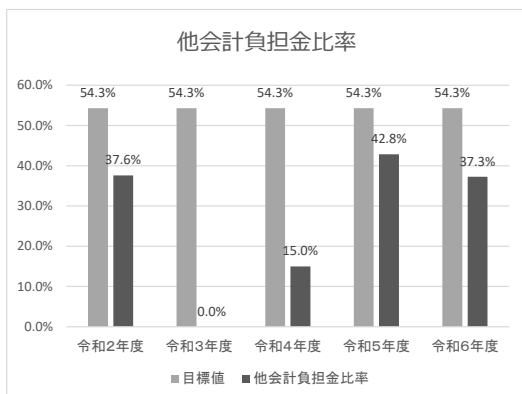
令和3年度は介護サービス収益が総費用を上回り、一般会計からの繰り入れをせず、他会計負担金比率は0%でした。令和4年度は公用車を購入し、購入費1,899千円のうち、県病床機能分化・連携推進施設設備費補助金(在宅医療分)593千円、一般会計からの繰入金1,306千円を財源としました。令和5年度は利用者の減少と人件費の増額により他会計負担金比率が42.8%となりました。令和6年度の他会計負担金比率は37.3%で、前年度から改善しています。

計画期間の各年度において、令和3年3月策定時の経営指標に係る数値目標「他会計負担金比率54.3%の維持・改善」は達成しています。

【直近5か年の収支状況】

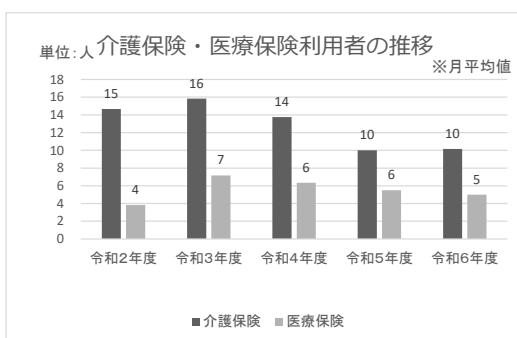
<単位：千円>

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
総収益	18,038	12,801	15,325	14,708	16,096
介護サービス収益	10,850	12,746	11,131	8,408	9,667
料金収入	10,850	12,746	11,131	8,408	9,667
居宅介護サービス（訪問看護）	7,940	7,653	6,749	4,829	5,553
居宅介護サービス（利用者負担金）	920	864	797	626	954
訪問看護療養費	1,899	3,997	3,401	2,688	2,875
訪問看護療養費（基本利用料）	91	232	184	265	285
介護サービス外収益	7,188	55	4,194	6,300	6,429
都道府県補助金	402	55	593	0	429
他会計繰入金	6,781	0	2,295	6,300	6,000
その他介護サービス外収益	5	0	1,306	0	0
総費用	17,304	12,636	15,027	15,509	16,214
介護サービス費用	17,304	12,636	15,027	15,509	16,214
職員給与費	7,184	6,460	0	3,501	7,260
職員各種手当等（共済費等含む）	7,254	4,976	418	3,186	6,303
会計年度任用職員給与費	1,192	0	2,453	4,975	0
会計年度任用職員手当等	443	27	1,356	2,460	0
再任用職員給与費	0	0	5,113	0	0
再任用職員手当等	0	0	2,185	0	0
報償費	100	0	0	0	0
医療従事者等慰労金	100	0	0	0	0
旅費	10	6	5	11	19
普通旅費	10	6	5	11	19
需用費	614	564	584	415	387
消耗品費	191	206	97	52	149
車両燃料費	163	258	250	235	195
衛生材料費	260	44	203	105	43
消耗機材費	0	56	34	23	0
役務費	221	174	351	357	388
電話料	85	86	85	86	173
手数料	19	6	177	185	130
車両共済保険料	107	72	51	76	75
自賠責保険料	0	0	28	0	0
訪問看護事業賠償責任保険料	10	10	10	10	10
委託料	132	149	165	180	1,492
訪問看護システムソフトウェア保守業務委託料	132	132	132	132	132
訪問看護システムハードウェア保守業務委託料	0	17	33	48	48
訪問看護システム改修業務委託料	0	0	0	0	836
訪問看護オンライン資格確認導入業務委託料	0	0	0	0	476
使用料及び賃借料	119	245	330	330	330
訪問看護システム機器等賃借料	119	245	330	330	330
備品購入費	0	0	1,899	0	0
公用車（トヨタルーミー）	0	0	1,899	0	0
負担金	35	35	131	94	35
全国訪問看護事業協会	20	20	20	20	20
青森県訪問看護ステーション運営協議会	15	15	15	15	15
精神科訪問看護基本療養費算定研修負担金	0	0	88	51	0
保険請求業務研修受講料	0	0	8	8	0
公課費	0	0	37	0	0
自動車重量税	0	0	37	0	0
他会計負担金比率（他会計繰入金/総収益）	37.6%	0.0%	15.0%	42.8%	37.3%
経常損益（総収益－総費用）	734	165	298	△ 801	△ 118
前年度繰越金	1,018	1,753	1,918	2,216	1,415
純損益（経常損益＋前年度繰越金）	1,752	1,918	2,216	1,415	1,297



分析

- ・令和3年度は介護サービス収益が総費用を上回っていたため、一般会計から繰り入れは行わず、比率は0%であった。
- ・令和6年度は、比率が高かった前年度と比較して、介護サービス収益は改善し、比率も改善した。
- ・収益の改善により、比率は目標を達成しているが、令和3年度を除いて総費用が介護サービス収益を上回っている。繰入金に頼り過ぎることのないよう、今後も介護サービス収益の確保に努めて、基準を満たす最小限の人員で運営していく。



分析

- ・介護保険の利用者数は、令和3年度をピークに減少したが、令和5年度以降は横ばいである。
- ・医療保険の利用者数は、ほぼ横ばいである。
- ・介護保険と医療保険を合わせた利用者数は、令和3年度をピークに減少したが、令和5年度以降は横ばいである。

(3) これまでの主な経営健全化の取組

収益確保については、精神科訪問看護に必要な研修の受講による精神障がい者の受入れや、小児慢性特定疾病医療機関の指定を受け、医療的ケア児を受け入れるための整備等利用者の拡大に取り組んでいます。
経費削減の取組として、診療所所属の看護職員を兼務で配置することにより、人員基準を満たした必要最小限の職員数で運営しています。

2. 将来の事業環境等

(1) 介護保険サービス事業における主な取組

訪問看護は、病気や障がいを持った人が、住み慣れた地域で、その人らしく療養生活を送ることができるよう、看護師等が利用者の居宅を訪問し、医師の指示のもとに、看護ケアを提供し、自立した生活を送ることができるよう支援するサービスです。訪問看護の内容は、病状の観察、清拭・口腔ケア等の清潔保持、食事や排泄等の介助、褥瘡の予防・処置、カテーテル管理やインシュリン注射等の医師の指示による医療処置、ターミナルケアなどです。介護保険と医療保険によるサービスがあります。
当事業所は、町内唯一の訪問看護事業所として、医療機関、介護事業所等の関係機関と連携を図りながら、多くの方が住み慣れた地域で生活を続けることができるよう支援していきます。

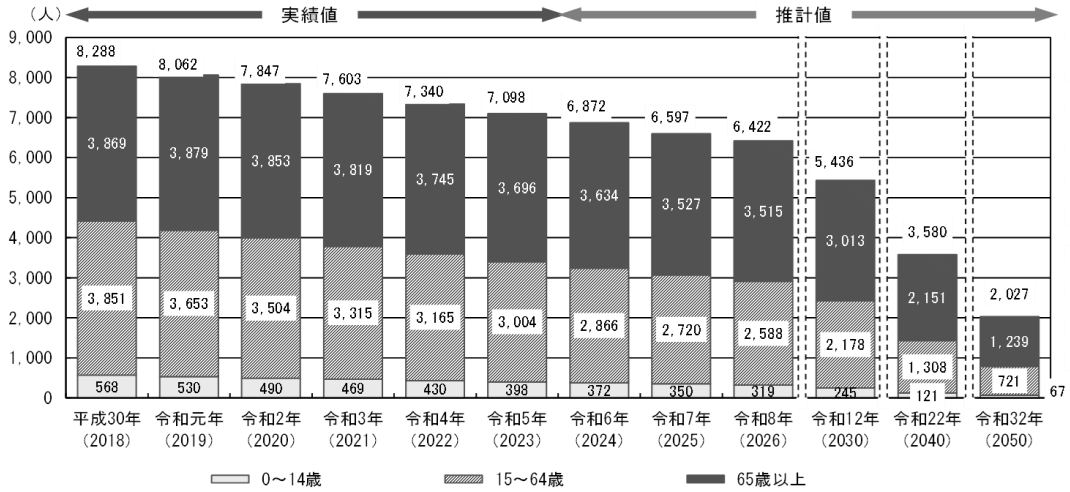
(2) 高齢者人口等の予測

「深浦町第9期介護保険事業計画・高齢者福祉計画」の推計では、2030年度(令和12年度)にかけて、65歳以上の高齢者人口は、約500人の減少が見込まれています。

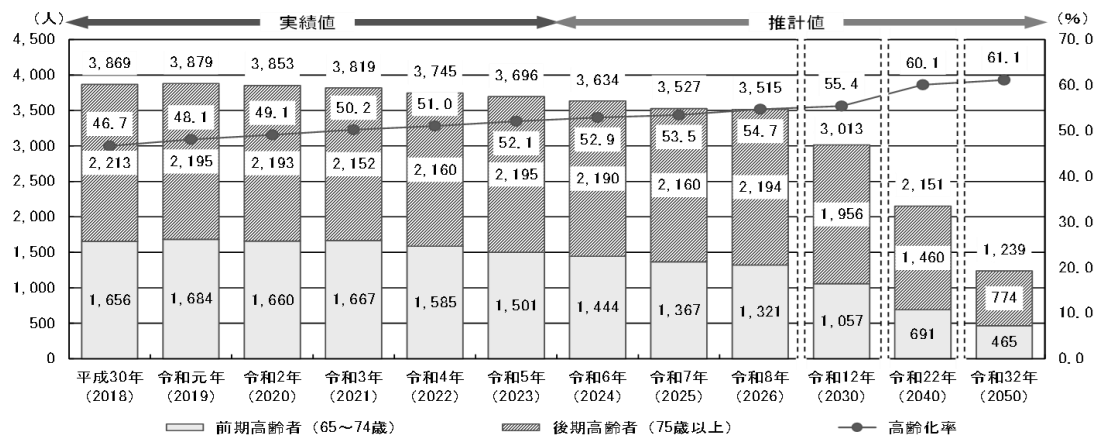
(3) 介護需要の予測

上記(2)高齢者人口等の予測により75歳以上の後期高齢者数は約240人の減少が見込まれ、図表「計画期間における要介護(要支援)認定者の見通し(推計値)」によると、要介護認定者数は令和12年度までに約120人の減少が見込まれています。これにより、介護需要も減少する見込みですが、料金収入については横ばいであると見込んでいます。

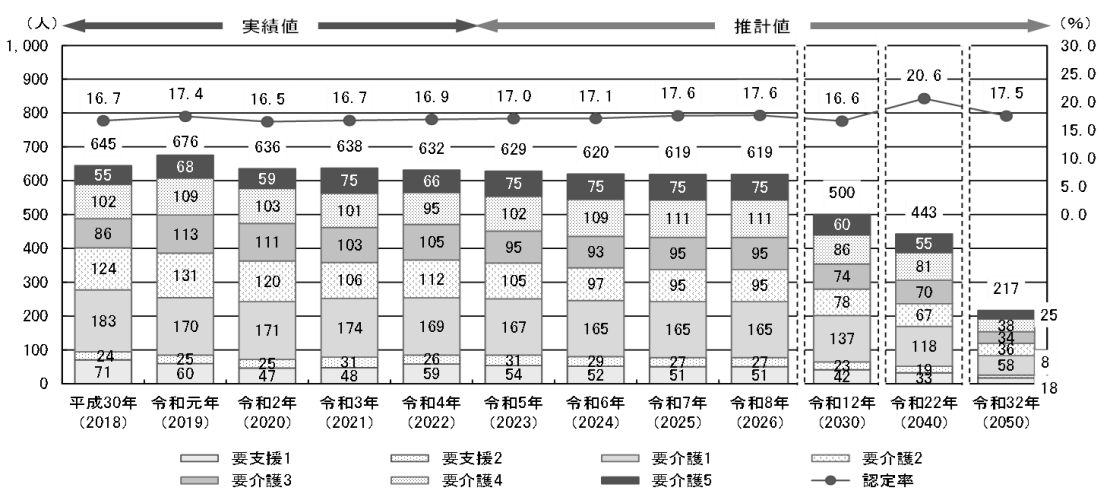
図表 計画期間における総人口・年齢区分人口（推計値）



図表 計画期間における高齢者人口（推計値）



図表 計画期間における要介護（要支援）認定者の見通し（推計値）



資料：深浦町第9期介護保険事業計画・高齢者福祉計画

(4) 施設の見通し

施設は平成30年度に設置され、耐用年数は22年のため、計画期間内での改修等はありません。
また、今後も、深浦町保健センターの健康推進課内に事務所を設置し、隣接している深浦診療所と連携し、利用者の需要に対応するサービスを提供します。

(5) 組織の見通し

訪問看護ステーション専従職員2人、診療所所属看護職員の兼務により、現在の職員数を維持していきます。

3. 経営の基本方針

訪問看護は、病気や障がいを持った人が、住み慣れた地域で療養生活を送るために必要なサービスです。
当町は、民間の医療機関が脆弱で、訪問看護事業も民間参入が見込まれないため、町が訪問看護事業所を経営し、利用者の療養生活を支援して、利用者及びその家族の福祉の向上に寄与します。
経営にあたっては、介護サービス収益のみでの運営が困難なため、一般会計からの繰入れを必要としますが、関係機関との連携を図り、訪問看護を必要とする人を把握してサービスを提供し、公営企業として自主財源の確保に努めます。

4. 投資・財政計画(収支計画)

(1) 投資・財政計画(収支計画)：別紙のとおり

(2) 投資・財政計画(収支計画)の策定に当たった説明

① 経営指標に係る数値目標

令和8年度以降の収支計画で見込んだ1か月あたりの実利用者数(15人)による年間料金収入(8,400千円)を確保し、他会計負担金比率(49.7%)の維持・改善を目標とします。

② 収支計画のうち投資についての説明

建設改良費は、車両購入費です。現在2台所有し、それぞれ10年程度の使用を考慮しており、令和10年度に1台更新する予定です。料金収入のみをもって財源を確保できず、現時点では国県補助金の対象に該当しないため、一般会計からの繰入金財源とし、2,500千円を計上しています。

③ 収支計画のうち財源についての説明

営業収益の料金収入については、令和7年4月から9月までの利用実績により、料金収入を8,400千円と見込みました。内訳は、介護保険が4,900千円(1か月当たり:9人、45,400円/人)、医療保険が3,500千円(1か月当たり:6人、48,600円/人)です。
営業外収益の他会計繰入金8,300千円は、総費用16,700千円から営業収益8,400千円を差し引いた額を一般会計から繰入れすることとしています。

④ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

職員給与費については、正職員2名分の人件費を令和7年度の給与水準を参考に所要額を算出しました。
その他は、退職一般負担金(正職員2名分、1,100千円)及び一般管理費(2,100千円)です。一般管理費は、時間外勤務手当、旅費、需用費(消耗品費、車両燃料費、衛生材料費等)、役務費(電話料、車輛共済保険料等)、委託料(訪問看護システム保守委託料)、賃借料(訪問看護システム機器等賃借料)、負担金(全国訪問看護事業協会会費等)です。
物価が上昇傾向にあるため、健康推進課と物品を共用するなど消耗品等の経費削減に努めます。

(3) 投資・財政計画(収支計画)に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

① 投資についての検討状況等

地域包括ケアシステムの構築に関する事項	要介護状態になっても、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、地域の医療機関、介護事業者等関係機関との連携を図り、高齢者等の地域での生活を支援していきます。
施設等の統合・縮小・廃止に関する事項	深浦町保健センターに事務所を置き、必要最低限の規模で運営しているため、縮小はありません。
民間の活力の活用に関する事項 (PPP・PFI など)	医療機関の民間参入もないことから今後も期待できず、公的サービスとして位置づけます。
その他	なし

② 財源についての検討状況等

介護報酬の新たな加算の取得等に関する事項	当事業所が要件を満たす加算は、全て取得済みです。
利用状況に関する事項	令和2年度から令和6年度の介護保険・医療保険の利用者の推移は、令和3年度に利用者の増加がみられるものの、その後は減少し、令和5年度以降は横ばいになっています。 地域の医療機関、居宅介護支援事業所等関係機関と連携を図り、訪問看護を必要としている高齢者等を把握し、サービスの提供に繋げていきます。
資金管理・調達・繰入金に関する事項	料金収入のみをもって経営を行うことは困難なため、不足する経費は一般会計からの繰入金を財源とします。
資産の有効活用に関する事項	施設等を持たない訪問系サービスのため、活用できる資産はありません。
その他	なし

③ 投資以外の経費についての検討状況等

民間の活力の活用に関する事項 (指定管理者制度、PPP・PFI など)	医療機関の民間参入もないことから、今後も期待できず、公的サービスとして位置づけます。
職員給与費の適正化に関する事項	一般会計に準じて対応します。
組織体制の効率化に関する事項	安定した運営体制を継続するために、常勤換算人数2.5人を維持していきます。
その他	なし

④ 公営企業として実施する必要性など

事業の意義、提供するサービス自体の必要性	病気や障がいを持った人が、住み慣れた地域で安心して療養生活を送るためには、地域に訪問看護事業が必要です。
公営企業として実施する必要性	当町は、民間の医療機関が脆弱で、訪問看護事業も民間参入が見込まれないことから、平成12年から町営で事業を実施してきました。人口の減少により利用者の減少も見受けられますが、令和5年度以降は安定した利用者数を維持しています。 今後も町内唯一の事業所として地域住民にとって不可欠なサービスであるため、引き続き公営企業として事業を継続していきます。

5. 経営戦略の事後検証、改定等に関する事項

経営戦略の事後検証、改定等に関する事項	毎年度、進捗管理(投資・財政計画(収支計画)と決算の乖離分析)を行います。また、令和12年度に経営戦略の改定を行います。 介護報酬については、直近のものを反映するとともに、介護報酬の改定等があった場合は、必要に応じて見直しを行います。また、介護保険事業計画の改定により、訪問看護事業に係る状況に大きな変化があった場合も、必要に応じて見直しを検討します。
---------------------	---